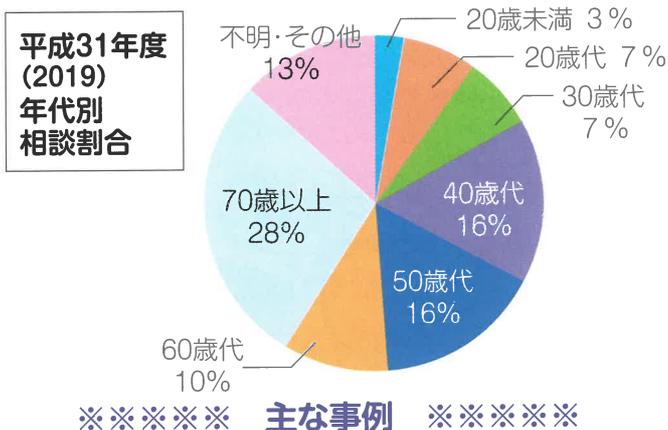




平成31(2019)年度 伊丹市立消費生活センター相談状況

平成31(2019)年度に受け付けた相談についてまとめました。相談件数は1,672件で、前年度に比べ微増しました。通信販売による定期購入の相談が97件あり、前年度の50件と比較し顕著に増加しました。契約当事者の年代別の相談は、70歳以上が28%(473件)で全体の4分の1以上を占めました。



▶お試しのつもりが定期購入！

○スマートフォンで「今だけお試し！美白クリーム980円」の広告を見て申し込んだ。その後、同じ商品が届き6千円を請求された。改めて広告を見ると、小さな字で「4回購入が条件」と表示されていたが返品したい。
⇒通信販売の広告は、法律などでわかりやすく表示するように定められています。まずは、事業者申し出てみるようにと伝えました。「お試し」「初回無料」などの言葉に惑わされず、申し込む前に購入・返品条件などを確認しましょう。



▶簡単に稼げる？ 情報商材

(主にインターネットの通信販売を通して“お金を儲ける方法”などの情報を提供する商品)
○自宅で副業をしたいと思い、「誰でも簡単！毎月10万円稼げる」というインターネットの広告を見てテキストを1万円で購入した。その後、20万円のサポート特別コースを電話で案内されて申し込んだが高額なので解約したい。
⇒サポート特別コースは電話勧誘販売と考えられ、期間中であつたためクーリング・オフ(無条件契約解除)通知を出すようにと助言しました。他に



も、「難しくくてできない」「誰でも知っている内容だ」などのトラブルもあります。簡単にもうかる話はありません。契約前に内容を確認することができないので、安易に契約しないようにしましょう。

▶実在する事業者をかたるSMS (ショートメッセージサービス)

○契約中の携帯電話会社から「利用料金が高額になっている」とSMSが届いたが身に覚えがない。
○「不在だったので宅配物を保管中」とSMSが届いたが不審だ。
⇒SMSに記載のURLから偽サイトに誘導し個人情報や金銭をだまし取る手口や、URLをタップすることで不審なアプリがインストールされるトラブルなどがあります。記載のURLをタップせず、公式サイトなどの問い合わせ先に確認しましょう。



▶他にもこんな相談がありました

- ・市役所から「保険料の還付がある」と電話があつたが、市役所に確認したら嘘だった。
- ・パソコンの画面に「ウイルスに感染」と警告が表示され、電話をして言われるがままにクレジットカード番号を教えてしまった。
- ・事業者が来て「台風の被害は火災保険で賄えるので申請のサポートをする。手数料は保険金の30%」と言われた。
- ・「トイレ詰まり修理3千円～」の広告を見て業者に修理を依頼したら、25万円を請求された。

